

お知らせ

令和5年9月22日
課名：危機管理課
担当：植田、稲山
内線：2217、2220
直通：086-226-7293

令和5年台風第7号災害について

このことについて、国（内閣府）が、農林水産関係等被害について激甚災害に指定し、次の措置を適用する見込みとの発表を行いましたので、お知らせします。

記

1 激甚災害の指定（見込み）

令和5年台風第7号の暴風雨による災害（仮称）

2 本県に關係する適用措置の指定（見込み）

【本激】

（1）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。（過去5カ年の実績の平均では農地は85%→96%に嵩上げ）

（2）小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項～第4項）

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入

※今後、地方公共団体や関係省庁等による被害状況の把握の進展により、適用措置や地域が追加される場合があります。

参考：「令和5年台風第7号の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定見込みについて」

https://www.bousai.go.jp/pdf/230922_kouhyou.pdf